

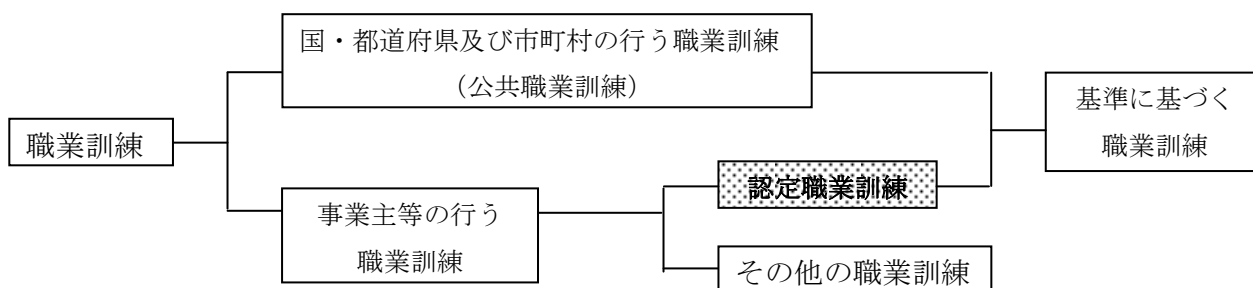
認定職業訓練のご案内

埼玉県産業労働部
産業人材育成課

1 認定職業訓練とは

事業主やその団体等が雇用する労働者に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法（以下「法」という。）に定める基準に適合している訓練について、知事に申請をし、その認定を受けることができます。この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練といいます（法第24条第1項）。

この制度は、職業訓練の質的水準を確保し、その社会的評価を確立することと、各種の援助、助成を通じて企業の職業訓練を支援し、労働者の育成とその職業生活の安定及び社会的、経済的地位の向上を図ることを目的としています。



2 認定職業訓練の種類

職業訓練の種類は、習得させようとする技能及び知識の「程度」と「期間」に基づき分けられており、概要は次表のとおりです。

訓練の種類		訓練課程	受講資格	訓練の内容	期間及び時間	主たる訓練の対象者
普通職業訓練	長期間の課程	普通課程	高卒者、中卒者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者	将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	原則1年 (中卒者は2年) 1,400時間以上	新規学卒者 (高卒者又は中卒者等)
	短期間の課程	短期課程	職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得しようとする者	職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	原則6か月以下 (12時間以上)	・在勤労働者 ・技能検定受検を目的とする者
高度職業訓練	長期間の課程	専門課程	高卒者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者	将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	原則2年 総訓練時間 2,800時間以上	新規学卒者 (高卒者等)
	短期間の課程	専門短期課程	職業に必要な高度の技能・知識を習得しようとする者	職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	原則6か月以下 (12時間以上)	高度の技能・知識の習得を目的としている在勤労働者等

3 認定の要件

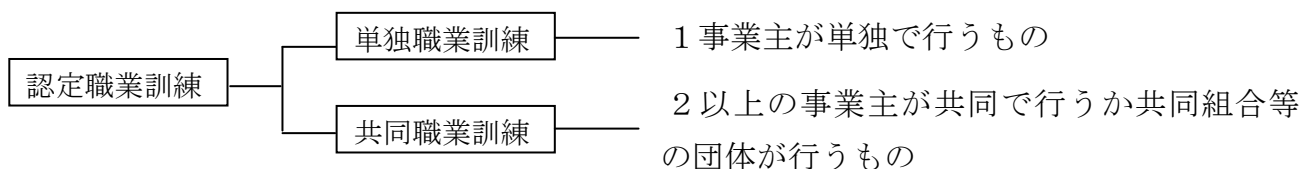
職業訓練の認定を受けようとする場合は、（１）から（３）までの条件を全て満たす必要があります。

(1)実施主体

職業訓練の実施について知事の認定を受けられるのは、次のとおりです。

- ①事業主
- ②事業主の団体及びその連合団体
- ③職業訓練法人
- ④職業能力開発協会
- ⑤社団法人など

《認定の形式》



(2)訓練基準

認定を受けようとする職業訓練が法に定める基準に適合していることが必要です。

ア 訓練の対象者（訓練生）

原則として、単独事業所の場合はその従業員、共同訓練団体の場合はその構成員（企業）の従業員が訓練生となります。

イ 教科の科目

職業に必要な技能及び知識を習得させるために適切と認められるものであること。

ウ 訓練を行うための施設・設備

- ①教室のほか、当該認定職業訓練の必要に応じた実習場を備えていること。
- ②建物の配置及び構造は、訓練を実施する上で適切なものであること。
- ③教科、訓練生の数等に応じて必要な教材図書その他の設備を備えていること。

エ 職業訓練指導員・講師

普通職業訓練普通課程については、職業訓練指導員免許を有する者が担当する必要があります。

オ 訓練期間・訓練時間

① 普通職業訓練普通課程

総訓練時間は、1年につき1,400時間以上必要です。

② 普通職業訓練短期課程

各コースにつき訓練期間は6か月以下、訓練時間は12時間以上です。ただし、管理監督者コースについては、1コースにつき10時間以上の訓練時間となります。

(3) 職業訓練を実施する能力

職業訓練を的確に実施する能力を有すると認められることが必要です。その判断基準は、概ね次のとおりです。

ア 実施体制や訓練経費の確保等から判断して、職業訓練を永続して実施できること。

イ 職業訓練法人以外の団体の場合は、定款等にその事業の一つとして職業訓練についての明確な定めがあり、そのほか組織等に関する一定の事項が記載されていること。

ウ 訓練生数は、1事業主が単独で行う場合は3人以上、共同で行う場合は1訓練科につき3人以上であること。ただし、初年度の訓練生数は10人程度以上であることが望ましいとされています。

エ 労働基準法第70条（職業訓練に関する特例）に基づく特例措置に関して、労働基準局の許可を受ける必要がある場合は、その許可を受けられること。

4 認定のメリット

認定職業訓練を実施した事業主等や訓練生には、次のようなメリットがあります。

(1) 事業主等にとってのメリット

ア 認定訓練運営費補助金

中小企業事業主や中小企業主の団体が行う認定職業訓練については、運営費等に対する補助金を受けることができます。

※補助を受けるにあたっては要件があります。

(2) 訓練生にとってのメリット

ア 技能照査の合格者及び1・2級・単一等級技能士コースの修了時試験の合格者は、技能検定受験の際に学科試験が免除となります。

イ 普通職業訓練普通課程、高度職業訓練専門課程の修了者は、技能検定や職業訓練指導員試験の受験資格の要件である実務経験年数が短縮されます。

5 認定の申請

事業主等が認定を受ける場合は、「職業訓練認定申請書」の他に次の関係書類を添えて知事に提出することが必要です。

<関係書類>

- ・ 定款、寄附行為、規約等その組織、運営方法等を明らかにする書面
- ・ 事業概要、就業規則
- ・ 認定職業訓練を実施するにあたって意思を明らかにしたもの（会議議事録等）
- ・ 訓練経費の概要
- ・ 申請時までの訓練実績
- ・ 訓練生の確保計画
- ・ 訓練施設の図面
- ・ その他必要と認められる書類